

幼児教育・保育の無償化に係る 「施設等利用費」の請求方法について

「施設等利用給付認定」を受け、預かり保育（幼稚園及び認定こども園の幼稚園部分）・認可外保育施設・一時預かり・病児保育・ファミリーサポートセンター（預かりのみ）を利用した場合の無償化対象費用は、利用者が一旦施設に支払いをし、後日、関市に請求手続きをしていただく必要があります。（無償化の対象となるのは、施設が所在する市町村からの確認を受けた施設に限ります。）

※認可保育施設をご利用の方は、対象外となります。

また、幼稚園をご利用の方は、預かり保育の内容が十分ではない一部の幼稚園を除き、預かり保育以外の施設等利用費は支給対象外となります。対象となる園については、幼稚園の所在地市町村にご確認ください。（関市内の幼稚園に通園している方については、預かり保育のみが施設等利用費の対象となります。）

支給までの流れ

施設等利用給付認定（保育の必要性の認定）を受ける。
（サービスを利用する前に認定を受ける必要があります。）



所在市町村からの「確認」を受けた施設（サービス）を利用



保護者からの請求を受けて、関市から支給

請求書等の提出と支払い

3か月分の利用料をまとめて申請します。「施設等利用費請求書（預かり保育利用料もしくは償還払用）」に必要事項を記入の上、「施設に支払った金額・月ごとの利用金額・利用日数」がわかるもの（施設から発行される領収証兼提供証明書の写し、ファミリーサポートセンター利用分は、活動報告書のみで可）を添付して、関市子ども家庭課にご提出ください。実際の利用料と上限額を比較して低額な方が支給額となります。

請求

関市の窓口又はホームページ等で「施設等利用費請求書」を入手して記入。領収証及び提供証明書の写し（ファミリーサポートセンター利用分は活動報告書）を添付して、下記の受付期間に子ども家庭課に提出。幼稚園の預かり保育分は、在籍園経由で提出。

支払

保護者からの請求をいただいた後、内容を審査し、請求書に記載された口座へ、関市から直接振り込みます。

利用月の区分	請求書等の提出期限	支払日
4月・5月・6月分	7月10日までに	8月中旬頃
7月・8月・9月分	10月10日までに	11月中旬頃
10月・11月・12月分	1月10日までに	2月中旬頃
1月・2月・3月分	4月10日までに	5月中旬頃

※上記の提出期限を過ぎても請求をすることは可能ですが、原則上記のスケジュールで請求をお願いします。ただし、利用から2年を経過すると、請求ができなくなるため、ご注意ください。

【問い合わせ先】

〒501-3894 関市若草通3丁目1番地
関市役所健康福祉部子ども家庭課
TEL 0575-23-8965（直通）
FAX 0575-23-7748